



BR調－700－14

平成12年	7月	1日	制定
平成13年	8月	1日	変更
平成14年	4月	16日	変更
平成16年	4月	1日	変更
平成19年	5月	1日	変更
平成22年	9月	1日	変更
平成23年	4月	1日	変更
平成23年	11月	7日	変更
平成24年	4月	1日	変更
平成26年	6月	2日	変更
平成28年	6月	1日	変更
令和元年	11月	18日	変更
令和4年	3月	15日	変更
令和4年	4月	8日	変更

建築物型式部材等製造者認証申請要領



一般財団法人**日本建築センター**
The Building Center of Japan

評定部 調整業務課

建築物型式部材等製造者認証申請要領

1. 目 的

本要領は、建築物型式部材等製造者認証の申請から認証までの手順を定めることにより、申請者の利便に供するとともに、本業務の公正かつ円滑な運営に資することを目的とします。

2. 適用範囲

本要領は、「一般財団法人日本建築センター認定等業務規程(BR-02)」(以下「業務規程」という。)第5条に定める認定等業務のうち、建築物を対象とする型式部材等製造者認証に適用します。

建築基準法では、法第68条の11第1項にある規格化された型式の建築材料、建築物の部分又は建築物の申請について、同法第68条の13の技術的基準(以下、技術的基準という)への適合審査業務に適用します。

3. 認証の対象

型式部材等製造者認証の申請に当たり、申請の条件が建築基準法及び同法施行規則で定められています。詳細については建築基準法(第3章の2:第68条の11~68条の24)及び施行規則(第10条の5の4~第10条の5の17)をお読みください。

下記に当該申請に当たり必要最低限の条件及び取扱い要件を記載します。

- ①申請に係る型式部材等の型式で型式部材等の種類ごとに国土交通省令で定めるものが型式適合認定を受けたものであること。(法第68条の13第1項1号)
- ②申請に係る型式部材等の製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件(以下、技術的生産条件という)が整っていること。(法第68条の13第1項第2号)
- ③令第136条の2の11第1号に規定する門、塀、改良便槽、屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽並びに給水タンク及び貯水タンクその他これらに類するもの(屋上又は屋内にあるものを除く。)以外の建築物の部分で、当該建築物の部分に用いられる材料の種類、形状、寸法及び品質並びに構造方法が標準化されており、かつ、当該建築物の部分の工場において製造される部分の工程の合計が、すべての製造及び施工の工程の2/3以上であるもの。(法施行規則第10条の5の4第1号、第2号)

4. 審査委員会及び審査対象建築物

- ①審査委員会：住宅製造者認証審査委員会
- ②対象建築物：低層住宅(原則、3階以下の住宅、工業化住宅を含む)

5. 用語の定義

以下に本要領で用いている用語の定義は以下のとおりです。

- ①書類審査
技術的生産条件が技術的基準に適合していることを書類上確認するための審査です。
- ②実地審査
技術的生産条件が技術的基準に適合しているかを検証するために、必要な客観的証拠を入手する目的で工場において実施する審査です。
- ③フォローアップ審査
書類審査及び実地審査の結果、技術的基準に照らし適合性に疑義があった場合、

当該事項に対する処置等の有効性を検証するために主として工場において実施する審査です。

6. 事前相談から認証書の発行までの流れ

以下に当該申請に当たり、事前相談から認証書の発行までの標準的な流れを記載いたします。

事前相談

1. 申請の打ち合わせ

申請にあたっては、申請事項及び提出資料等についてＢＣＪ評価部調整業務課担当者（以下「事務局」と言う）と打ち合わせを行って下さい。

2. 申請の準備

申請の準備に際しては、本要領の他に以下の文書を参考にして下さい。

- ①認定等業務規程（BR-02）
- ②認定等業務約款（BR-506）
- ③手数料一覧表＜型式部材等製造者の認証＞（BR-512）
- ④型式部材等製造者認証申請書（BF調02-02）

3. 行政上の取扱いについての事前打ち合わせ

取扱方法が明確でない案件の場合は、必要に応じて関係機関と相談して回答いたします。

4. 委員会開催日程について

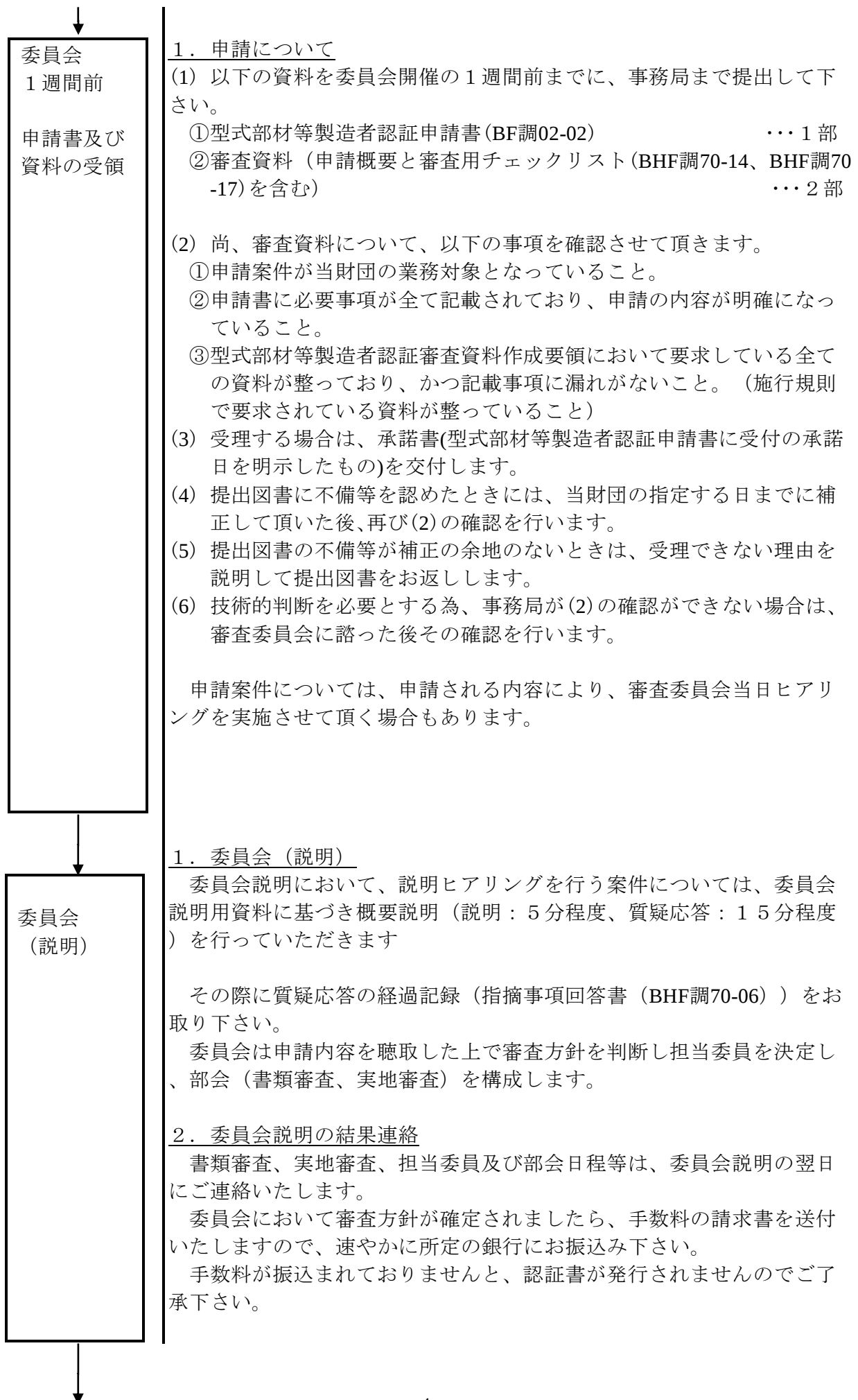
委員会は、原則として毎月１回開催します。

委員会の開催日については、当財団のホームページに掲載していますのでご覧ください。

5. 審査資料について

審査資料の作成については、本要領の別紙「建築物型式部材等製造者認証の審査資料作成要領」を参考にしてご用意下さい。

申込審査資料等が不十分な場合は、審査等の申請を受理できない場合がありますのでご了承下さい。



↓
部会
(書類審査、
実地審査)

1. 部会（書類審査）の審査方法

書類審査は、原則として2名以上の担当委員により審議されます。
部会当日は、委員会で説明ヒアリングを行った場合、指摘事項回答書（BHF調70-06）を又、追加の資料が有る場合は3部（担当委員＋事務局用）ご提出下さい。

部会においては、審査資料に基づき詳細な説明を行っていただき、質疑応答が行われます（製造者認証審査用チェックリスト（BHF調70-14、BHF調70-17）を使用）。尚、審査の記録は担当委員が製造者認証審査用チェックリスト（BHF調70-14、BHF調70-17）に記載いたします。

2. 部会（実地審査）のスケジュール調整

認証の審査を実地で行う場合は、実地審査の日程調整をさせていただきます。

3. 部会（実地審査）のスケジュールの確定

日程調整をさせて頂いた日をもとに詳細なスケジュールを事務局を通して申請者、担当委員で確定し、実地審査実施書にて申請者、担当委員に確認を行います。

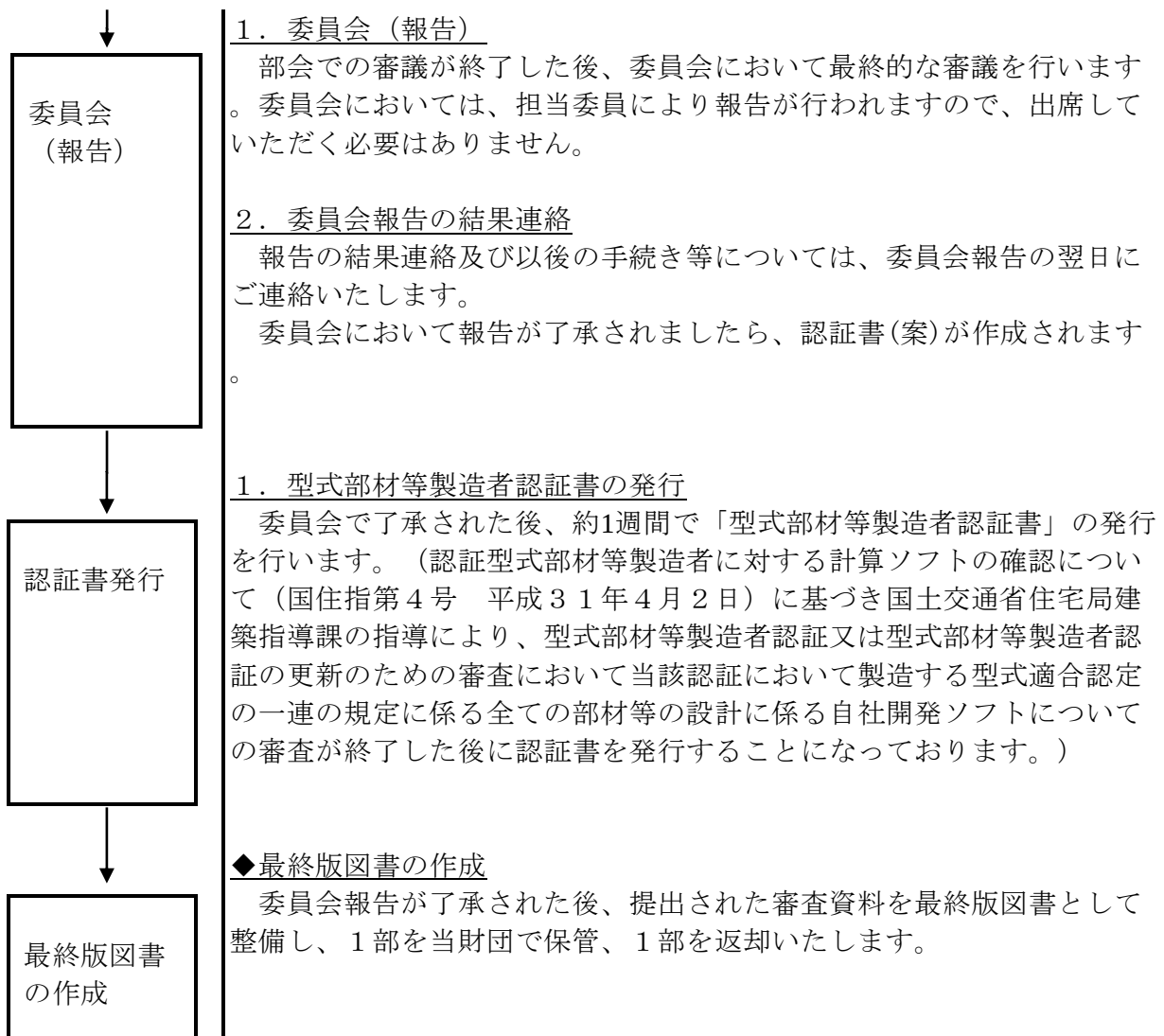
4. 部会（実地審査）の審査方法

実地審査は、担当委員が現地（工場）に出向き、2名以上の担当委員により審査されます。部会担当委員は、当該工場の技術的生産条件が技術的基準に適合しているかを審査します。（製造者認証審査用チェックリストを使用（BHF調70-14、BHF調70-17））

技術的基準への適合に疑義がある場合は、当該事項を申込者側に指摘させて頂き、指摘事項回答書（BHF調70-06）にて処置等を提出して頂く事となります。

提出をして頂いた指摘事項回答書（BHF調70-06）にて記載された是正等の有効性を検証するためにフォローアップ審査を実施することもあります。

上記の部会（書類審査、実地審査）は指摘事項回答書（BHF調70-06）にて記載された処置等の確認が得られるまで続けます。（法適合の確認が得られるまでと言うことです。）



<留意事項>

1. 部会等における留意事項

- ①審査は、指導を行う場ではありません。申請者側の対応等により部会審議が6ヶ月間に及ぶ場合、審議を打ち切らせて頂くことがあります。「認証しない旨の通知書」を発行いたします。……（施行規則別記第50号の7）(BF02-09)
- ②部会が長期に渡り中断された場合には、「業務期日延期依頼書」(BF70-07)を提出して頂きます。
- ③担当委員が技術的基準に適合していると判断する事が困難で、審査終了の見込みのないと判断した審査案件については、審査を打ち切らせて頂きます。
- ④申込者の都合により審査の途中で申込みを取り下げの場合は「取下げ届」を提出して頂きます。……(BF02-04)

附則 この要領は令和4年10月1日から施行する。